

いじめ対策の強化

子どもたちがいじめを苦にして自死するといういたましい出来事に対し、私たち大人は二度とこうした悲劇を繰り返してはいけないという気持ちを強くしてきました。しかし、それでも悲劇は後を絶たず、県内でも同様の悲劇が発生しています。また自死に至らなくても大小いくつものいじめは市内の各学校で起きており、悩み苦しむ子どもたちがいることに思いをはせなければなりません。

今日のいじめ問題は、誰もが被害者になり得るし、加害者にもなり得るという特徴を持っています。また、秘密性が高く、なかなか他者の目に明らかにならないという問題点もはらんでいます。

いじめの構造を研究している精神科医の中井久夫氏は、いじめにより人間が奴隷化される3つのステップを明らかにしています。いじめのターゲットを決める孤立化、ひどい暴力とおどしが行われる無力化、そして「選択的非注意」という自分が見たくないものを見ないでおくという心のメカニズムにより周りから見えなくなる透明化という流れにより、いじめが深刻な問題として顕在化しない構造を指摘しています。

また、社会学者の森田洋司（ようじ）氏は、「いじめの持続や拡大には、いじめる生徒といじめられる生徒以外の『観衆』や『傍観者』の立場にいる生徒が大きく影響していて、『観衆』はいじめを積極的に是認し、『傍観者』はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている」といういじめの四層構造を指摘しています。つまり、多かれ少なかれ、すべての子どもたちがいじめに関わっていることを示しています。こうした状況の中で、子どもたちはいつ自分が仲間から孤立するのかわからないという不安の中で、常に周りに対して気を配り、同調のメッセージを送り続けているという状態にあるようです。悩みや困りごとが生じたときに友だちに相談するのではなく、友だち関係を維持するためには友だちだけには本音が言えない、常に空気を読んで波風立たないようにすることが強いられているのが今日の子どもの友人関係のようです。こうした人間関係の中で、いじめは「透明化」され、深刻な事例が起きた後でも、当事者自身が危機意識を持っていないということにつながっているようです。

このような今日のいじめの社会的背景として、なによりも異常な競争原理が子どもたちに大きなストレスを与えていることがあります。

いじめに対する国連からの勧告第1回の総括的所見では体罰禁止、いじめ防止措置が不十分と指摘し、2004年の第2回総括的所見では過度に競争的な性格が健全な発達に悪影響を与え、発達を妨げるとし、2010年の第3回目の所見では高度に競争的な学校環境がいじめ、自死などを助長している可能性があるとして重要な勧告を行っています。

また、学校環境だけでなく、保護者を取り巻く環境も大きく変わっています。構造改革の名のもと非正規雇用の拡大など格差・貧困が拡大し、成果主義の下で連帯の意識が低下し、むしろ弱者を攻撃する風潮が高まっています。このような社会環境が子どもの心に与える影響も看過できません。

いじめの要因とその対策に当たって最も重要な位置を占めるのが学校ですが、学校の教師をめぐる環境も大きく変化しています。常に子どもたちに寄り添い、その変化を察知し、機敏な対応が求められる教師が、十分子どもたちとふれあえない問題があります。

2016年教員勤務実態調査によれば、中学校教諭の1日の平均勤務時間は平日で11時間32分、土日で3時間22分で、過労死ライン（残業月80時間）に達する計算になる週60時間以上勤務した教諭は

57. 7%、うち過労死ラインの2倍に相当する週80時間以上は8.5%にも上っています。業務別で見ると部活動・クラブ活動が2時間10分と前回調査よりも倍増しているのが特徴的です。

こうした学校の教師の多忙に加え、教師に対する業務評価の導入などが教師間の同僚性の欠如を招き、教職員集団でいじめ問題などを集団的に検討する機会が減っていることが危惧されます。ある教師の「いじめに気づくために決定的に不足しているのは子どものそばでたたく時間だ」という言葉に真摯に耳を傾ける時ではないでしょうか。

多忙の問題に加え、教師の団塊世代の大量退職と若い先生の比重の拡大や、身分の不安定な非正規教員の増加などにより、教師間の情報の共有を困難にしている側面もあるのではないのでしょうか。

さらに、教職科目履修課程において思春期といじめの関係について実践的な研修が行われていないことから、実際の指導の統一性が図られていないということもあるのではないのでしょうか。

こうした中、国は2013年にいじめ防止対策推進法を定め、いじめ防止の基本理念、関係者の責務などが明記されました。基本的施策・いじめ防止に関する措置として①道徳教育の充実、②早期発見措置、③相談体制の整備、④インターネット対策、⑤人材育成、⑥調査研究、⑦啓発活動などを定め、学校に専門家などによる組織を置くこと、個別のいじめに対する学校の講ずべき措置や警察との連携、懲戒・出席停止などの措置を明記しました。

こうした対策は時宜にかなったものと評価されますが、しかしその後もいじめ自殺事件は後を絶たず、実効性のあるものにするために現場から問題提起していく必要があると考えます。

その中でもとりわけ厳罰主義と道徳主義の問題が重要だと考えます。今日のいじめ自殺問題が大きくクローズアップされた契機となった天津の中学校は、2年間にわたり文部科学省が認定する道徳教育実践研究事業推進校だったそうですが、学校や家庭でストレスを抱え暴走する子どもたちに、上から目線で規範意識を身につけさせようとしてもいっそうストレスをため込むだけであり、いじめ問題の解決にはつながらないということを示しています。いじめ防止対策推進法でも、「いじめはいけない」という意識は自らが社会を構成する当事者だという当事者意識、市民意識によってはぐくんでいくべきもの」とあり、こうした方向性で道徳性を培っていく必要があります。

厳罰主義について、いま暴力を受け苦しんでいる子どもたちを救済することは何よりも優先されることであり、いじめを受けている子どもたちといじめる側の子どもたちを分離することは当然必要なことです。また、いじめの犯罪性を理解しない子どもたちがいることから、暴力を振るえば傷害罪、金銭を要求すれば恐喝罪で罰せられ、少年刑務所送致もあり得ることを理解させる必要があります。しかし、加害生徒に懲戒・出席停止などの厳罰を与えるだけでは問題の解決にはならず、またどこかで同じ構造のいじめが発生することは必至です。いじめが発生したら、地域や学校での取組につなげ、そこから子どもたちの主体的な取組を引き出す方向で活用することが重要です。いじめの問題、対人トラブルを学びに転化させ、そうした学びを通して子どもたちの成長を図る、「第二の誕生」の援助を行う取組が求められるのではないのでしょうか。

いじめ問題を解決するためにソーシャルボンド（社会的絆）理論が注目されています。この理論では、人が犯罪を犯さないのは社会とのしっかりとした絆があるからであり、この絆が弱まったときや壊れたときに犯罪や逸脱行動が起きるとするものです。社会的絆は様々なものがあります。学校の伝統に誇りを感じる、部活動、仲間、学校の授業など自分が愛着を持っているもの、失いたくないもの、

打ち込んでいるものなど社会的絆が大きいほど社会や学校との結びつきが深く、問題行動は発現しにくくなるといわれています。いま、本市の小中学校で取り組まれている運動会や学芸会、合唱祭などはまさに社会的絆を強くするものとして大事にしなければならないものです。いじめがあつて当然という風潮から、いじめがある社会はおかしいのだという風潮へ、社会的絆の強化を図りながら道徳性の育成を図っていくことが重要です。

子どもたちは様々なストレスを抱えながら、未来に対して大きな不安・不信感を抱いています。日本の子どもたちの自己肯定感は以前から海外と比べて低いと指摘されてきましたが、そのことが学力にも関係していることを文部科学省が分析しています。

一方で、いじめ問題と共通した構造を持つ不登校の問題で、部活やクラスメートの支援で不登校を改善したいくつもの本市における事例を知りました。このことは子どもたちの持つ連帯感、社会的絆の存在を如実に示し、いじめを克服する力が子どもたち自身にあることを示しています。

いま、いじめ問題の解決のために道徳教育の強化がうたわれていますが、道徳規範を上から押しつける道徳教育ではなく、自分たちで社会的絆を学び合い、「人は信頼できるものである」「自分も他人も生きる価値がある」「幸福な世の中をつくることができる」という普遍的な価値観を身につける中で社会的連帯の意識を高めることが、いじめ克服に結びつくのではないのでしょうか。

こうした問題意識に立って、本市でいじめを克服する学校教育をつくりあげるために、以下の事項について問題提起するものです。

①いじめ防止条例の制定

本市においていじめ防止条例を制定し、いじめ問題は社会全体で取り組むべき重要課題であり、いじめを深刻な人権侵害と捉え、決して許されないものであることを宣言する必要があります。そして、子どもの命を最優先にする安全配慮義務を明確に定め、全教職員の情報共有と対応、子どもの自主活動の強化、加害者対応などいじめ対策の基本原則を確立すべきです。

②いじめ防止専門委員会の設置

教師の他、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカーなど専門家を含めた第三者機関として、いじめ対応のセンター的役割を担う「いじめ防止専門委員会」の設置を提案します。これまでいじめが発生すると内部で処理し、本質的問題が露呈せず、根本的な解決につながらないという問題が指摘されてきました。いじめは重大な人権侵害であり、犯罪にもつながるといふ問題意識を持って対処するためには、第三者機関の設置が必要であり、迅速かつ専門的な対応が求められます。またいじめ防止や解決のための政策提言を行い、系統的に経験の蓄積を行い、現場での実践につなげていく必要があるのではないのでしょうか。

③「傍観者」から「仲裁者」への転換を進める教育実践・道徳性の育成

子どもたちの社会的絆を高め、普遍的な価値観を養う教育実践・道徳性の育成を図るべきです。いじめの事例を子どもたちが自分の問題として把握し、当事者意識を養う必要があります。そのためには自由に意見表明できる場が必要であり、たとえば映像教材を使って感想を出し合ったり、いじめをした子、された子のそれぞれに宛てて自分の気持ちを手紙に書くなどして、傍観者から仲裁者へと道徳性の育成を図ることが必要です。

④匿名でいじめを報告できる仕組みをつくる

いじめが顕在化しない理由の一つに、ちくることによって自分がいじめの対象になるのではないか

という問題があります。しかし、子どもたちは本当は親や教師に相談したい、「傍観者」から「仲裁者」に転換したいという気持ちを持っています。その気持ちに応えるために職員室前への目安箱の設置、学校のホームページへの専用相談窓口の開設、スマートフォンのアプリ活用など、匿名でいじめを報告できる仕組みをつくることを提案します。

⑤いじめの犯罪性について学び、同時に人の痛みを理解する

⑥教師の研修制度の充実

いじめ防止・解決に向け、いじめ防止プロジェクト、子どもの権利条約の理念、思春期特性などの理解を培うために、研修制度を充実させるべきです。

⑦部活等における教師の負担軽減

・部活指導に関する教師の負担を軽減するために、外部指導員の導入やノー部活デーの拡大について市教育委員会として方針を整備するべきです。

・「チーム学校」を進め、学校事務職員の位置づけ・体制を整備し、教員の負担軽減につなげていくべきです。

・学校給食費の徴収業務を学校から自治体に移す「公会計化」を図り、教員の担っている事務作業の負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間の確保につなげていくべきです。